

～第3種踏切において発生した、列車と公衆との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：天竜浜名湖鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和元年12月2日 9時24分ごろ

発生場所：静岡県浜松市

天竜浜名湖線 <sup>にしきじま</sup>西鹿島駅構内（単線）

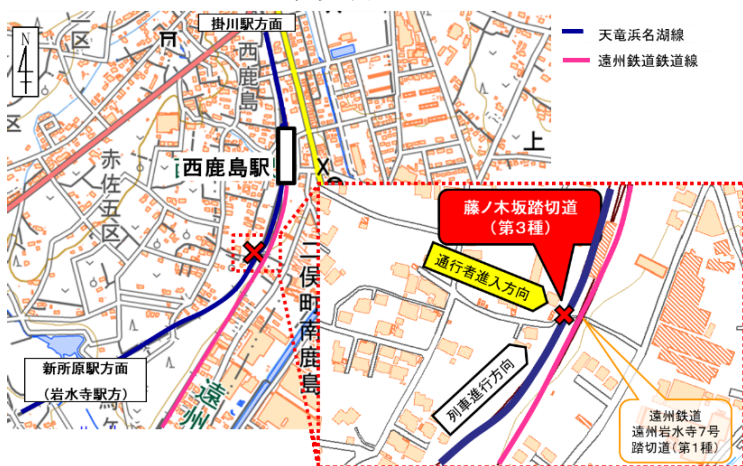
<sup>とうのきさか</sup>藤ノ木坂踏切道（第3種踏切道：遮断機なし、警報機あり）

## <概要>

天竜浜名湖鉄道株式会社天竜浜名湖線の新所原駅発天竜二俣駅行きの上り普通第320列車の運転士は、令和元年12月2日（月）、西鹿島駅構内を速度約55km/hで走行中、藤ノ木坂踏切道（第3種踏切道）に進入してきた通行者を認めたため、直ちに非常ブレーキを使用するとともに気笛を吹鳴したが、列車は通行者と衝突した。

この事故により、同通行者が死亡した。

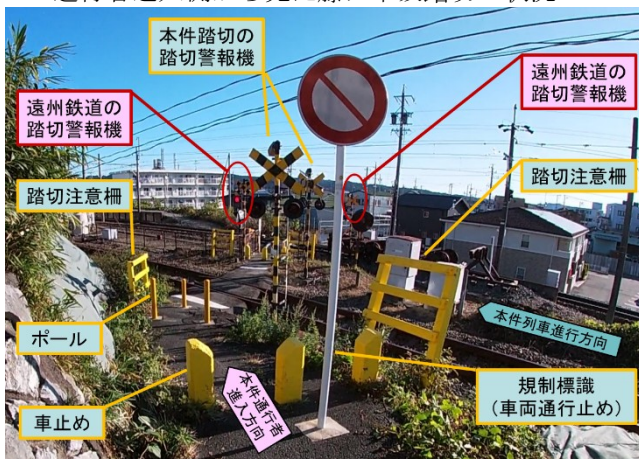
### <事故現場周辺図>



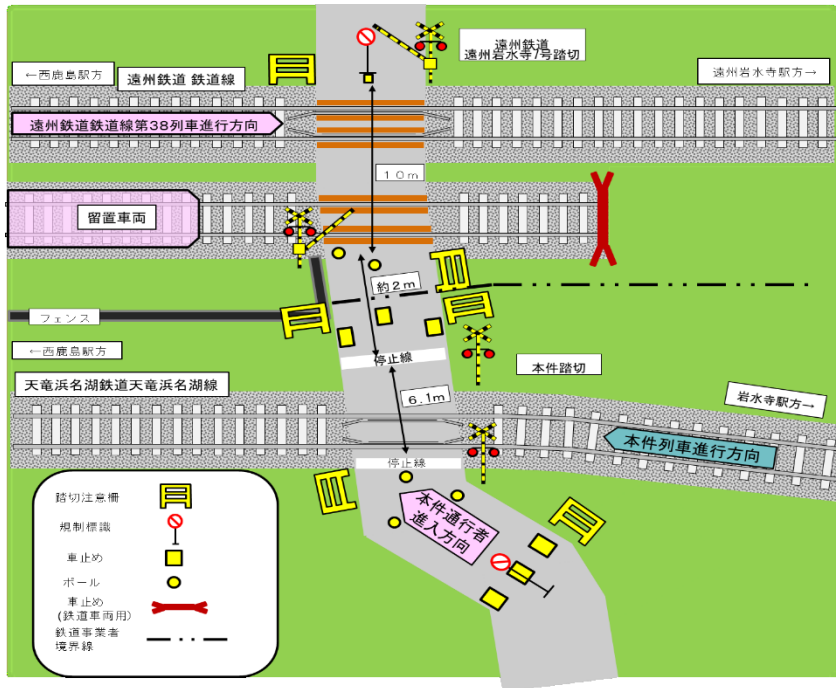
### <通行者進入側から見た列車見通し状況>



### <通行者進入側から見た藤ノ木坂踏切の状況>



< 藤ノ木坂踏切の概要 >



< 原因 >

本事故は、踏切警報機は設けられているが踏切遮断機は設けられていない第3種踏切道である藤ノ木坂踏切道に、列車の接近により踏切警報機が動作している状況において、通行者が同踏切道内に進入し、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。

列車の接近により踏切警報機が動作している状況において同通行者が同踏切道に進入した理由については、同踏切を渡った先にある他鉄道事業者の第1種踏切道の踏切保安設備が、先に動作し始めたために誤認した可能性が考えられる。さらに外部要因（天候）、同踏切の構造要因、同通行者の身体的要因が関与したことにより、本件踏切警報機の動作に気付かなかった可能性が考えられるが、同通行者が死亡しているため明らかにすることはできなかった。

< 再発防止のために望まれる事項 >

本件踏切は踏切警報機を備えた第3種踏切道であるが、他社の第1種踏切道と近接しており、この他社踏切保安設備と本件踏切警報機の動作が重なった場合に、第1種である他社踏切保安設備に注意が向きやすい可能性が考えられる。このため、同社は本件踏切についても、近接する他社踏切道と同様に踏切遮断機を設置することが望ましい。

また、同社及び道路管理者（浜松市）は踏切遮断機の設置までの対策として、赤色せん光灯の視認性向上のため全方向型への変更、踏切の前に注意看板を設置して踏切に接近する前の通行者に注意喚起すること、及び踏切利用者に対しての啓発活動が望まれる。

[詳細は、運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\) より、](http://www.mlit.go.jp/jtsb)  
[鉄道事故調査報告書をご覧ください。](#)